

令和7年度の国の動向

1 令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）

1) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額

* 基礎課税額に係る課税限度額 現行 65 万円→66 万円に引き上げ。

* 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 現行 24 万円→26 万円に引き上げ。

2) 国民健康保険税均等割額の減額の対象となる所得の基準

* 5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を引き上げる。

3) 給与所得控除等の見直し

* 給与所得控除等の引上げ。

2 高額療養費制度の見直し

自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を行う。併せて、70歳以上に設けられている外来に係る自己負担限度額（外来特例）についても見直しを行う。今後、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部を改正した上で、追って改正の内容等が正式に通知される見込み。

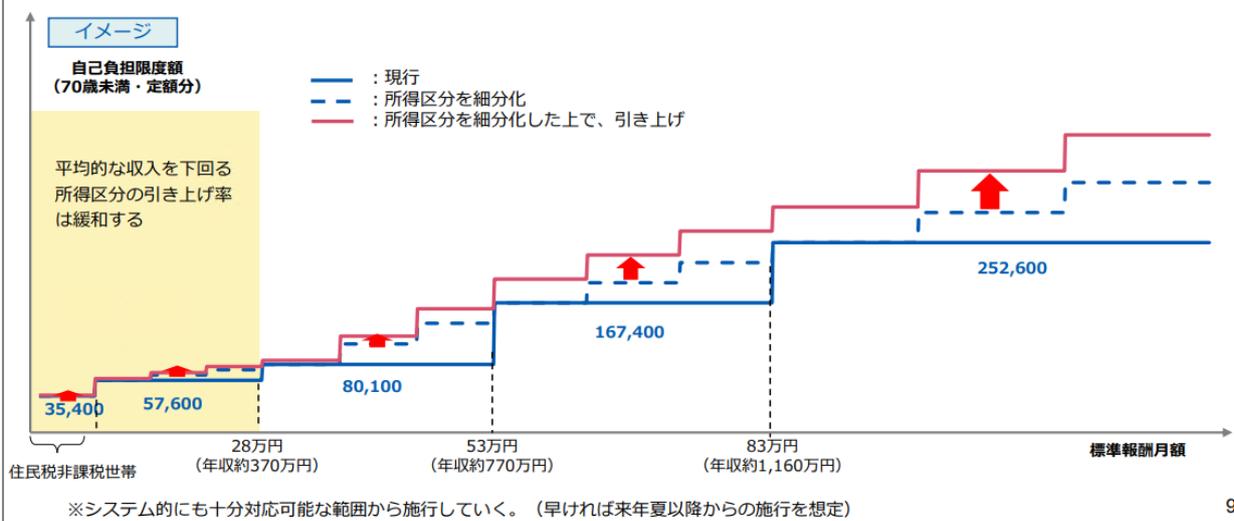
①令和7年8月 高額療養費の自己負担限度額の見直し（一定程度の引き上げ）

②令和8年8月 所得区分に応じたきめ細かい制度設計とする観点からの所得区分の細分化（住民税非課税区分を除く所得区分を概ね三区分に細分化）

③令和9年8月 自己負担限度額の引き上げ。

高額療養費制度の見直しの方向性（案）のイメージ

- ①高額療養費の自己負担限度額の見直し（一定程度の引き上げ）、②所得区分に応じたきめ細かい制度設計とする観点からの所得区分の細分化（住民税非課税区分を除く所得区分を概ね三区分に細分化）を行う。
- その際、能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障を構築する観点から負担能力に応じた負担を求める仕組みとする。具体的には、平均的な収入を超える所得区分については、平均的な引き上げ率よりも高い率で引き上げる一方で、平均的な収入を下回る所得区分の引き上げ率は緩和するなど、所得が低い方に対して一定の配慮を行う。



（令和6年12月12日 第189回社会保障審議会医療保険部会 資料）

※高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度（現物給付の場合あり）。